

ID: 244

担当部署: 上下水道局

処分の概要	使用料又は占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市下水道条例 第35条		
例 規 番 号	平成17年条例第151号		
【根拠条文】 (使用料等の減免) 第35条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 4 年 2 月 28 日